札幌市生涯学習推進検討会議設置要綱

平成 17 年 7 月 14 日教育長決裁

(目的)

第1条 本市における新たな生涯学習推進構想(以下、「構想」という。)の策定にあたり、 生涯学習の推進方策について、幅広い市民の意見と各方面の専門的な見識を反映させた 検討を行うため、札幌市生涯学習推進検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置す る。

(組織等)

- 第2条 検討会議は、15名以内の委員で組織する。
- 2 委員は、社会教育委員、その他有識者、公募による市民など教育長が適当と認める者の中から、教育長が委嘱する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、特別の事情のあるときはこの 限りではない。
- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

- 第4条 検討会議に座長及び副座長各1名を置き、座長は委員の互選とし、副座長は座長 が指名する。
- 2 座長は、検討会議を総括する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故のあるときは、その職務を代理し、座長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 第5条 検討会議は、座長が招集する。
- 2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 4 会議は公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、座長は会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 座長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、検討会議において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。 (事務局)

第8条 検討会議の事務局を、札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課に置く。 (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月29日から施行する。
- 2 検討会議の最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。